

論説

金融商品取引法における 国際会計基準のエンフォースメント

東京大学客員教授・弁護士

松尾直彦¹⁾

I. はじめに

II. 金商法における会計基準の取扱い

- 1 日本の会計基準の法的基盤
- 2 外国会社の外国会計基準の使用
- 3 日本企業による米国会計基準の使用
- 4 日本企業による IFRS への準拠

III. 会計基準のエンフォースメント

- 1 概要
- 2 会計基準違反とエンフォースメント
 - (1) 会計基準違反と「事項」の「虚偽性」・「欠缺一性」
 - (2) 監査証明
 - (3) 判例
 - (4) 課徴金納付命令

IV. IFRS のエンフォースメント

- 1 プリンシプル・ベースの会計基準
 - (1) IFRS の特徴：プリンシプル・ベース
 - (2) 日本の会計基準：ルール・ベース
 - (3) 国際的な取組み
- 2 刑事によるエンフォースメント
- 3 課徴金によるエンフォースメント

V. おわりに

1) 筆者は、昭和61年(1986年)4月～平成21年(2009年)7月に大蔵省・財務省・金融庁などに勤務した後、平成21年8月から西村あさひ法律事務所にて弁護士として職務に励んでいる。また、東京大学において平成19年8月から客員教授として金融商品取引法を担当している。なお、金融庁国際課(国際室)在籍時(平成14年(2002年)7月～平成17年(2005年)8月)には、国際会計問題を担当していた。

I. はじめに

国際会計基準は、英国ロンドンに所在する民間団体である「国際会計基準委員会財団 (IASCF)」に置かれている「国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board (IASB))」が設定する会計基準である。従来は、「国際会計基準 (international accounting standards (IAS))」と呼ばれていたが、最近では、「国際財務報告基準 (international financial reporting standards (IFRS))」と呼ばれている²⁾。

金融庁に置かれている企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」(平成 21 年 6 月 30 日)では、日本企業への IFRS の適用について、① 2010 年 3 月期から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、任意適用を認めることが適当であるとされ、② 2012 年を目途に強制適用の是非を判断すること、2012 年に判断して強制適用を行う場合には、2015 年または 2016 年に適用を開始することが提言されている³⁾。

一方、中間報告では、IFRS のエンフォースメント (法の実現) のあり方について、取り上げられていない。一般論として、会計基準は財務報告の作成・監査・分析・監視の各段階を通じた会計実務と相まって、投資者に信頼性の高い財務報告が届け出られてはじめてその役割が果たされることに鑑み、実務・執行面での取組みが極めて重要であると指摘されているにとどまる。

そこで、本稿では、いわゆる上場会社⁴⁾について、金融商品取引法 (以下「金商法」という) における IFRS のエンフォースメントのあり方を論じてみたい。

II. 金商法における 会計基準の取扱い

1 日本での会計基準の法的基盤

日本では、会計基準について、財務会計の分野として捉えられ、主として公認会計士や上場会社の財務部門などにより取り扱われているように思われる。現に、日本の事実上の会計基準設定主体である企業会計基準委員会 (ASBJ) の委員は、財務会計の専門家により構成され、法律専門家は存在しない⁵⁾。

しかしながら、会計基準は、上場会社が金商法および会社法に基づき作成する財務書類および計算書類の作成基準であるので、法的問題でもある。

金商法上の会計基準の法的根拠は、同法 193 条において、金商法の規定により提出される「財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により」作成しなければならないとされていることである。そして、同条の委任に基づく内閣府令において、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うとされている (たとえば「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という) 1 条 1 項)。

なお、会社法上の会計基準の法的根拠は、同法 431 条における「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」であり、会社計算規則では「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し

2) 本稿では、後掲注 6) の企業会計審議会中間報告に合わせて、「国際会計基準」ないし「IFRS」と表記する。

3) 2010 年 3 月期からの任意適用を図るため、同日付で、金融庁『「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について」(以下「パブリックコメント案」という) が公表されている (<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090630-3.html>, 2009 年 9 月 1 日最終検索)。中間報告とあわせて、三井秀範「わが国企業への国際会計基準の適用について」商事 1872 号 29 頁 (2009) 参照。

4) 上場会社とは、一般に、その発行する有価証券が金融商品取引所に上場されている会社をいう (金商法 24 条 1 項 1 号、24 条の 4 の 4 第 1 項参照)。

5) 一方、ASBJ の運営母体である財団法人財務会計基準機構 (FASF) の理事および評議員には、法律専門家が存在する。

なければならない」と規定されており（同規則3条）、「企業会計の基準」が例示されている。

2 外国会社の外国会計基準の使用

上場会社には外国会社が含まれることから、金商法のもとで、外国会社が作成した財務計算に関する書類の取扱いが定められており、一定の外国会計基準に準拠して作成されたものが金商法に基づき提出される財務書類として受け容れられている。

具体的には、外国会社が本国または本国以外の本邦外地域（第三国）において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、「本国基準」または「第三国基準」に準拠する財務書類の提出が認められている（財務諸表等規則127条1項・2項）。

このような取扱いは、日本以外の会計基準であっても「一般に公正妥当と認められるところ」（金商法193条）に該当し得るものがあることを、その解釈として認めていることを意味している⁶⁾。現在、外国会社によるIFRSに準拠した財務計算に関する書類についても、「本国基準」または「第三国基準」として受け容れが可能とされている。

この取扱いは、「セカンダリー」（本国または第三国で一定期間すでに適正に開示された財務書類が日本において開示される場合）が想定されているものである⁷⁾。このような観点から、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」との判断基準については、さらに詳細な特段の定めがあるわけではないが、その判断に際しては、本国または第三国における会計基準のエンフォースメントに関する法制度の整備状況やその実

効性確保のための運用状況なども考慮されるようである。

これに対し、外国会社が「プライマリー」（本国または第三国において未だ開示されていない有価証券が日本で開示される場合）でIFRSに準拠した財務計算に関する書類は、現行では、受け容れられていない。

3 日本企業による 米国会計基準の使用

従来から、「公益又は投資者保護」の観点から、日本企業（内国会社）については、日本の会計基準に拠ることが原則とされている。これは、日本の市場では日本の基準に準拠することを求める「市場主義」の基本原則であると整理されている⁸⁾。ただし、例外的に、日本企業の「米国式連結財務諸表」の取扱いが定められている。

具体的には、米国証券取引委員会（SEC）に登録している連結財務諸表提出会社が米国式連結財務諸表を金商法の規定による連結財務諸表として提出することが、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、認められる（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という）93条）。ただし、米国式連結財務諸表をSECに登録しなくなった場合には、当該取扱いは認められなくなる（同規則94条）。

この取扱いは、かつて日本企業が米国会計基準（SEC基準）に準拠した連結財務諸表に基づいて米国式預託証券（ADR）を発行し、資金調達等を行ったことを背景として認められたものである⁹⁾。

この場合、米国SECが米国で米国式連結財務諸表についてエンフォースすることが前提とされている（「セカンダリー」）。

6) 企業会計審議会「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」（平成16年6月24日）（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/singi/f20040624-1/01.pdf>, 2009年9月1日最終検索）7頁。

7) 企業会計審議会・前掲注6)10頁。

8) 企業会計審議会・前掲注6)15頁。

9) 企業会計審議会・前掲注6)14頁。

4 日本企業による IFRS への準拠

日本企業による IFRS に準拠した財務書類の提出が認められる場合には、任意適用か強制適用かを問わず、日本の当局（行政当局・司法当局）がそのエンフォースメントを担うことになる。

IFRS の任意適用にあたっては、金融庁長官が IFRS を「指定国際会計基準」として定める案とされている¹⁰⁾。この場合、「指定国際会計基準」は、一定の要件を満たす会社の連結財務諸表に適用される限りにおいて、日本における「一般に公正妥当と認められるところ」（金商法 193 条）に該当するとの解釈がとられている。ただし、強制適用する場合には、法律（金商法）の委任に基づく内閣府令ではなく、法律自体に IFRS を金商法上の会計基準とするためのエンドースメント（承認）メカニズムを設けるべきである¹¹⁾。

したがって、IFRS の解釈適用については、日本の会計基準として、日本の当局が行うことになり、最終的には裁判所により判断されることになる。この場合、日本の当局は、IFRS の解釈を担う IFRIC（国際財務報告解釈指針委員会）の公表する解釈指針を事実上尊重するであろうが、法的にはその解釈指針に拘束されない。

III. 会計基準のエンフォースメント

1 概要

会計基準のエンフォースメントとは、上場会社が提出する財務書類が会計基準に適正に準拠したものであることを確保する措置が講じられることである。金商法では、会計基準

のエンフォースメントの手法として、①民事による手法、②行政による手法、および③刑事による手法が整備されている。

具体的には、有価証券報告書に記載される財務書類に即すると、第 1 に、民事による手法として、「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合」について、提出会社および提出会社の役員等にかかる損害賠償責任の特則が定められている（金商法 21 条の 2、24 条の 2、22 条、21 条）。

第 2 に、行政による手法として、次の措置が可能とされている。

- i 「形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分である」場合における訂正報告書の提出命令（金商法 24 条の 2、9 条 1 項）
- ii 「重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合」における訂正報告書の提出命令（金商法 24 条の 2、10 条 1 項）
- iii 「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合」における発行者に対する課徴金納付命令（金商法 172 条の 2、172 条の 4）

第 3 に、刑事による手法として、「重要な事項につき虚偽の記載のある」場合における提出者および提出会社に対する罰則が定められている（金商法 197 条 1 項 1 号、207 条 1 項 1 号）。

10) パブリックコメント案における連結財務諸表規則 93 条。なお、2010 年 3 月期までに米国基準による連結財務諸表を提出している日本企業については、当分の間に限り、引き続き提出が認められる予定とされている（三井・前掲注 3）37 頁）。

11) 神田秀樹「上場会社法制をめぐる論議」季刊会計基準 24 号 4 頁（2009）、松尾直彦「金融商品取引法の役割と課題」商事 1865 号 34 頁（2009）、会計制度監視機構報告書『「公正なる会計慣行」とは何か』（2009 年 7 月 7 日）（<http://www.aob-jimu.jp/honbun.pdf>, 2009 年 9 月 1 日最終検索）13 頁。

2 会計基準違反と エンフォースメント

(1) 会計基準違反と「事項」の 「虚偽性」・「欠缺一性」

以上からすると、いわゆる有価証券報告書の虚偽記載などについては、エンフォースメントの手法による範囲の相違はあるものの、①「重要な事項につき虚偽の記載」がある場合（積極的開示）、②「記載すべき重要な事項の記載が欠けている」場合（消極的開示）、または③「誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている」場合（不完全開示）の3つの類型が定められている。

これらのうち、上記③では対象が「重要な事実」と規定されているが、上記①②では対象が「重要な事項」とされている。もとより「事実」と「事項」の区別は相対的であり、特に最近の会計基準では「見積もり」による会計処理を求められることが多いことから、両者の区別が判然としない場合も多いと考えられるが、いわゆる粉飾決算は、基本的には、架空売上上の計上や過少費用の計上などの「事実」にかかる「虚偽性」・「欠缺一性」が認められる場合であるといえる。これに対して、会計基準違反は、特定の事実がある場合に当該事実について会計基準に準拠した会計処理を行わないことであり、必ずしも「事実」にかかる「虚偽性」・「欠缺一性」が認められるものではないが、「事項」にかかる「虚偽性」・「欠缺一性」が認められる場合である。

したがって、会計基準に違反する会計処理が行われる場合には、「事実」にかかる「虚偽性」・「欠缺一性」が認められない場合であっても、上記①②の類型の虚偽記載などに該当し、エンフォースメントの対象となり得ると解される。

(2) 監査証明

このことは、有価証券報告書に記載される「財務計算に関する書類」にかかる監査人（公認会計士または監査法人）の監査証明についての取扱いと整合的である。

第1に、監査証明は、監査対象となった財

務諸表等が、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して」、当該財務諸表等にかかる事業年度（連結財務諸表の場合には連結会計年度）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明するものとされている（金商法193条の2第1項本文・4項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令4条1項1号ハ）。

第2に、監査基準は、監査を実施した監査人に「財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうか」の合理的な保証を得ることを求めるものであると位置づけられている（同条3項2号）。

このように監査証明では、会計基準に準拠していない財務諸表等には「重要な虚偽の表示」があり得ることが含意されていると考えられる。

(3) 判例

判例においても、会計基準違反の会計処理が有価証券報告書などの開示書類の虚偽記載に該当することが前提とされていると考えられる。

第1に、いわゆる日本長期信用銀行事件(刑事)に関する最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁では、銀行の平成10年3月期決算における貸出金の償却・引当に関する基準にかかる「公正なる会計慣行」(商法32条2項(当時))の内容が争点となったものであるが、「長銀の本件決算処理は『公正ナル会計慣行』に反する違法なものとはいえない」との判示にみられるように、「公正なる会計慣行」に反する会計処理が違法であることが含意されているものと考えられる。この点については、当該最判により破棄された原判決である東京高判平成17年6月21日判時1912号135頁においても、「有価証券虚偽報告罪及び違法配当罪は、それぞれ証券取引法、商法によってその構成要件が一義的に規定されている。もともと、その内容としての有価証券報告書の記載の虚偽性や利益配当の法令違反の認定・判断は、『公正なる会計慣行』によつ

て決せられることとなる」と判示されていた。

第2に、いわゆるライブドア事件（刑事）に関する東京地判平成19年3月16日判時2002号31頁では、形式上は複数の投資事業組合を経由してなされたライブドア株式の売却は実質的にライブドアの完全子会社であるライブドアファイナンスが売却したものと認めるのが相当であり、その売却益は連結子会社による親会社株式の処分差益となり、これをライブドアの連結損益計算書上、売上げとして計上することは許されないこととなり、ライブドアの有価証券報告書中の連結損益計算書中の「重要な事項」である連結経常利益につき虚偽の記載があると判示されている¹²⁾。当該判示では、「連結子会社による親会社株式の処分差益を当該親会社株式の連結損益計算書において売上げに計上することは許されず、連結財務諸表においてその他資本剰余金に計上しなければならない」との会計基準に違反する会計処理が虚偽の記載であることが含意されていると考えられる。

(4) 課徴金納付命令

虚偽記載のある有価証券報告書などの開示書類を提出した発行者に対する課徴金納付命令（金商法172条の2、172条の4）においても、会計基準違反の会計処理が虚偽記載に該当することが前提とされていると考えられる。

具体的な課徴金納付命令決定事例に即すると、次の事例をあげることができる¹³⁾。

- i 子会社とその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を連結の範囲に含めなかった事例として、「株式会社日興コーディアルグループの発行登録追補書類に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について」（金融庁平成19年1月5日）

- ii 減損処理すべき関係会社株式の減損処理を見送っていた事例として、「三洋電機株式会社の半期報告書に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について」（金融庁平成20年1月18日）
- iii 連結対象とすべき会社等の連結対象からの除外の事例として、「トラステックホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について」（金融庁平成20年12月19日）

IV. IFRS のエンフォースメント

1 プリンシプル・ベースの会計基準

(1) IFRS の特徴：

プリンシプル・ベース

IFRS の特徴は、「プリンシプル・ベース」（原則主義）であると指摘されている。米国 SEC 「米国の発行者による IFRS に準拠して作成される財務諸表の利用可能性に向けたロードマップ」（2008年11月14日）（以下「SEC ロードマップ」という）¹⁴⁾ では、「ルール・ベース」（細則主義）と指摘されている米国会計基準（U.S. GAAP）と比較した IFRS の特徴として、一定の分野において、①会計基準が整備されていないこと、②細目的（prescriptive）でないこと、③会計処理の選択肢が多いこと、④公式のガイダンス（適用指針）が少ないことが挙げられている。上記②に関連して、数値基準がないことが挙げられることが多い¹⁵⁾。

12) 本判決は、控訴審である東京高判平成20年7月25日判時2030号127頁により維持されている。また、民事事件である東京地判平成20年6月13日判時2013号27頁および東京地判平成21年5月21日金判1318号14頁も、同旨である。

13) 証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引法における課徴金事例集」（平成21年6月30日）http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2009/2009/20090630_2.htm、2009年9月1日最終検索）参照。

14) SEC ロードマップは、パブリックコメントを求める規則案であり、当初のコメント期限は2009年2月19日であったが、同年2月3日にコメント期限が同年4月20日に延長された。

15) 篤地隆継「原則主義への対応と解釈指針の役割」企業会計61巻3号29頁（2009）、増田宏一「IFRS の受入れと監査」企業会計61巻5号49頁（2009）参照。

このことから、SEC ロードマップでは、IFRS のもとでは、①財務情報の比較可能性を減ずる可能性があること、②訴訟やエンフォースメントの結果の予測が困難となるかもしれないことが指摘されつつも、③取引の経済実体に従った会計処理が可能となること、④例外や数値基準（ブライトライン）の活用により会計基準の基礎にある会計目的を回避する「フィナンシャル・エンジニアリング」に関する投資者の懸念を緩和できること、⑤財務情報の作成者が会計方針や特定の会計処理を選択した考え方を開示することにより対応できることなどから、プリンシプル・ベースの会計基準について、基本的に前向きな評価が与えられている。

ただし、プリンシプル・ベースの会計基準のもとでは、財務諸表の作成者またはその監査人による会計処理にかかる判断に一定の幅が認められることから、IFRS のグローバルな「整合的な適用 (consistent application)」の確保が重要な課題として、認識されている¹⁶⁾。また、IFRS 適用における最大の懸念は、投資者に見えざる「ダイバージェンス」であるとの指摘がみられる¹⁷⁾。

(2) 日本の会計基準：ルール・ベース

金商法における規制は、平成 20 年改正により導入された金融商品取引業者等の利益相反管理体制の整備義務（金商法 36 条 2 項～5 項）のようにプリンシプル・ベース規制とする趣旨で定められている規制もあるが、インサイダー取引規制に典型的にみられるように、基本的にはルール・ベースであると考えられる。このことは、日本では、規制の明確性・予測可能性の確保が重視されていることを示すものであると考えられる。

日本の会計基準も、基本的にはルール・ベースであると考えられる。企業会計基準委員会

(ASBJ) は、①「企業会計基準」に加えて、②「企業会計基準適用指針」および③「実務対応報告」を公表している。

このように日本はルール・ベースの会計基準に親しんできた国であることから、IFRS を適用した場合の実務上の課題は、日本でプリンシプル・ベースが有効に機能するための対応である¹⁸⁾。

その際には、当局によるエンフォースメントのあり方が関連する。仮に作成者・監査人がプリンシプル・ベースの趣旨に則して善意で判断した会計処理が当局により事後的に否定されるとすると、作成者・監査人に「萎縮効果」を及ぼし、事実上ルール・ベースと変わらない実務運用となるおそれがある。逆に当局が作成者・監査人の判断に過度に委ねると、事実上、会計基準のエンフォースメントが行われなくなり、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保の観点から、問題が生じ得る。

したがって、バランスのとれたエンフォースメントが行われることが求められる。

(3) 国際的な取組み

このような IFRS のエンフォースメントの課題については、国際的にも認識され、取組みが行われている。

この点については、第 1 に、2005 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から域内上場の域内企業に IFRS の強制適用が行われている EU (欧州連合) において、取組みが行われている。具体的には、EU の証券規制当局のグループである「CESR (Committee of European Securities Regulators)」(欧州証券規制当局委員会)のもとで、EU 各国の財務情報の法執行当局 (national enforcers) が参加するフォーラムとして、「EECS (European Enforcers Co-Ordination Sessions)」(欧州法

16) 世界の証券規制当局の団体である IOSCO (International Organization of Securities Commissions : 証券監督者国際機構) 第 31 回年次総会におけるパネル 1 「IFRS - 当初の経験」(2006 年 6 月 7 日) <http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=annconfdocs&annualconfid=20>, 2009 年 9 月 1 日最終検索) 参照。

17) 西川郁生=新井武広「ASBJ の役割と中間報告 (案) への対応」企業会計 61 巻 5 号 34 頁 (2009)。また、鶯地・前掲注 15)33 頁参照。

18) 増田・前掲注 15)49 頁。

執行調整セッション) が設けられている。

EECS は、IFRS のエンフォースメント業務の協調を図り、IFRS の適切な適用を促進する観点から、各国当局による IFRS のエンフォースメントに関する決定を集積した対外秘のデータベースを構築している。そして、当該データベースの内容が定期的に一定の範囲で公表されている¹⁹⁾。公表にあたっては、発行者名を非公表としつつ、①発行者の会計処理の概要、②エンフォースメント決定、および③当該決定の根拠が簡潔に示されている。決定のなかには、「事前クリアランス (pre-clearance)」と呼ばれる一種のノーアクションレターが含まれている。ただし、IFRS はプリンシプル・ベースであり、多様な状況に対して特定の処理方法があるものではないこと、当局の決定は IFRS の一般的な解釈を示すものではないことなどに留意が必要とされている。

次に、IOSCO (証券監督者国際機構) においても、CESR とも協力して、メンバー当局による IFRS のエンフォースメントに関する決定の情報共有を促進するため、2007 年 1 月から、「IOSCO・IFRS データベース」が運用されている²⁰⁾。金融庁もこの IOSCO データベースを活用できる。

さらに、いわゆるグローバル・ファーム (大手国際会計事務所) のネットワークにおいて IFRS の解釈適用の統一を図る仕組みが構築されているようである²¹⁾。IFRS の解釈を担う IFRIC (国際財務報告解釈指針委員会) が

解釈指針を公表する案件が非常に限定されていること²²⁾ から、グローバル・ファームの解釈が IFRS に準拠した財務諸表の作成に事実上拘束的な影響を与える可能性がある。

2 刑事によるエンフォースメント

会計基準違反に対して刑事によるエンフォースメントを行う場合には、故意責任として、「違法性の意識」は不要であるものの、「一般人ならばその罪の違法性を意識し得るだけの重要な犯罪事実の認識」は必要となる²³⁾。そうすると、「会計基準に違反して許されない会計処理を行っている」との認識が必要であると考えられる。裁判例においても、このような解釈が示されていると評価できる。

たとえば、日本長期信用銀行事件 (刑事) に関する前掲東京高判平成 17 年 6 月 21 日では、「有価証券虚偽報告罪」の故意について、「有価証券虚偽報告罪の構成要件が、『有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したこと』とされていることからすると、被告人…において、上記有価証券報告書に記載された財務諸表及び附属明細書の詳細な数値についてまで具体的に認識している必要はなく、少なくともそれらの財務諸表及び附属明細書に記載されている当期末処理損失の額が虚偽といえるほどの過少であることを認識していれば足りると解される。」と判示されていた。

19) これまで 5 回にわたる公表が行われている。第 1 回目の公表 (2007 年 4 月) では 16 件、第 2 回目の公表 (2007 年 12 月) では 11 件、第 3 回目の公表 (2008 年 5 月) では 14 件、第 4 回目の公表 (2008 年 12 月) では 15 件、第 5 回目の公表 (2009 年 3 月) では 7 件が取り上げられている。CESR の 2007 年 4 月 16 日付けプレスリリース (<http://www.cesr.eu/index.php?docid=4476>, 2009 年 9 月 1 日最終検索) を参照。

20) IOSCO 第 32 回年次総会コミュニケ (2007 年 4 月 12 日) (http://www.iosco.org/library/annual_conferences/pdf/ac21-27.pdf, 2009 年 9 月 1 日最終検索) を参照。

21) たとえば、KPMG では、①グローバルな研修プログラムの整備、②ネットワークにおいて IFRS の解釈に関する最終的なポジションをとるグローバル方針委員会 (ロンドンの IFRS グループが調整) により指揮される IFRS 専門家のグローバルなネットワーク、③国内・国際レベルにおける協議手続、④財務諸表の内部レビュー、⑤データベースの共有、および⑥適用指針の公表が行われているようである (IOSCO 第 31 回年次総会パネル「IFRS - 当初の経験」(2006 年 6 月 7 日) における Mark Vaessen 氏の説明資料 (http://www.iosco.org/library/annual_conferences/pdf/ac20-10.pdf, 2009 年 9 月 1 日最終検索) を参照)。

22) 篤地・前掲注 15)35 頁参照。

23) 前田雅英『刑法講義総論 (第 4 版)』(東京大学出版会, 2006) 234 頁。

また、ライブドア事件（刑事）に関する前掲東京地判平成19年3月16日では、「虚偽有価証券報告書の提出罪における故意が成立するためには、提出にかかる有価証券報告書に重要な事項に関する虚偽の記載があることの認識、すなわち計上することが認められない何がしかの売上げが含まれていることの認識で足り、その具体的な数額等の認識は不要と解される。…上記各売上げのいずれかに、計上の認められない売上げが含まれていることを認識してさえいれば、故意に欠けることにはならないのである。…以上によれば、被告人は、上記ライブドア株式の売却が、投資事業組合名義でなされているが、実質的にはライブドアファイナンスが売却したものと認識していたことを認めることができ、同売却益について、売上計上が許されないものであることを認識していたものといえることができる。」と判示されている。

プリンシプル・ベースのIFRSについては、作成者・監査人による判断の幅が広いことからすると、①客観的に会計基準違反と認められる場合が減る可能性があること、②客観的に会計基準違反と認められても、行為者にその認識が欠ける場合が多くなる可能性があることから、結果的に、会計基準違反に対する刑事によるエンフォースメントの役割がごく限定的になる可能性があるように思われる。

3 課徴金による エンフォースメント

課徴金は行政上の措置であり刑事罰ではないことから、行為者を特定する必要はなく、

「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」開示書類が提出されていれば足りると解されており、また、行政処分である課徴金には理論的に責任非難の観点を考慮する必要がないことから、故意犯の原則を定めた刑法38条1項のように、「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」との認識を要件とする必要はないと解されている^{24) 25)}。

また、課徴金納付命令については、行政庁が要件を認定した場合には「課徴金を国庫に納付することを命じなければならない」と規定されており（金商法172条の2第1項柱書、172条の4第1項柱書）、処分をするか否かの判断にかかる行政裁量である「効果裁量」が排除されている²⁶⁾。

したがって、開示書類について「重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている」と客観的に認められる場合には、開示書類の提出者の役職員の主観的認識にかかわらず、課徴金納付命令が出されることになる。

そうすると、IFRSのエンフォースメントについては、民事を別にすれば、刑事罰ではなく、課徴金を中心になると思われる。ただし、プリンシプル・ベースのIFRSについては、客観的に会計基準違反と認められる場合が少なくなり、エンフォースメントが弱まる可能性がある。一方、行政庁がエンフォースメントの弱体化は適当でないとして積極的にエンフォースメントを行う場合には、行政庁が事実上「要件裁量」（要件該当性の判断にかかる行政裁量）を有することになり、プリンシプル・ベースであるとの趣旨に合致しないこ

24) 三井秀範編著「課徴金制度と民事賠償責任 条解証券取引法」（金融財政事情研究会、2005）53頁。

25) この点の実質的理由については、過少申告加算税（国税通則法65条1項）についての最高裁判決（最判平成18年4月20日民集60巻4号1611頁）が参考になる。当該最判では、「過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置であり、主観的責任の追及という意味での制裁的な要素は重加算税に比して少ないものである。」とされている。ただし、「正当な理由があると認められる」場合には、その事実に対応する部分については過少申告加算税は課されない（同条4項）。

26) 行政裁量については、宇賀克也『行政法概説I 行政法総論（第3版）』（有斐閣、2009）303-06頁参照。

とになる可能性がある。

このように IFRS の課徴金によるエンフォースメントについて、行政庁は難しい運用を迫られる。

V. おわりに

上場会社は、IFRS の強制適用を視野に入れて、その準備を始めることになるが、その際には、「避けたい J-SOX の二の舞」が指摘されている²⁷⁾。繰り返しになるが、そのためにも、バランスのとれたエンフォースメントが行われることが求められる。

具体的には、第 1 に、先行して IFRS を任意適用ないし強制適用している諸外国のエンフォースメントの状況を参考にすることが重要である。特に、CESR の公表事例、IOSCO のデータベースにおける事例やグローバル・ファームの解釈などを、可能な範囲で官民で共有して、分析評価することが重要であろう。

第 2 に、作成者・監査人が個別会計処理の IFRS への適合性について行政当局に事前に相談・確認できる制度を創設することが有用であると考えられる。法令適用についてのノーアクションレター（法令適用事前確認手続）のいわば会計基準版である。

第 3 に、任意適用の段階では、強制適用の段階における作成者・監査人への萎縮効果を避ける観点から、摘発型のエンフォースメントを基本的に行わず、指導改善を中心に行うことが望まれる。

第 4 に、強制適用の段階においても、その円滑な定着を促進する観点から、当初は、重大かつ悪質な事案を除き、指導改善により対応することが望まれる。

(まつお・なおひこ)

27) 鶯地隆継「IFRS 原則主義とその解釈」中央大学ビジネススクールセミナー「IFRS（国際会計基準）の採用に向けて～考慮すべき実務上の問題点、課題及び準備作業への対応～」(2009年6月5日)資料参照。なお、平成18年証券取引法改正（法律第65号）により導入された内部統制報告制度について、「J-SOX」と呼ばれることが多いが、これは当該制度を米国型と捉えるものであり、好ましい表現ではない（池田唯一「金融商品取引法上のディスクロージャー整備における内部統制報告制度の位置づけ」企業会計59巻5号24頁（2007）参照）。